

墨 田 区

町会・自治会  
個人情報取扱いの手引き

令和4年3月

墨田区 地域力支援部 地域活動推進課

## 町会・自治会における個人情報の取扱いについて

町会・自治会の皆様が活動する際に、会員情報をはじめとした個人情報に触れる機会が多くあると思います。個人情報は、上手に使える顔の見える関係づくりに役立ちます。お互いの顔や名前を知り合うことで、信頼関係や支え合いが育ち、安心して暮らせる地域社会の実現につながります。

しかしながら、近年、町会・自治会が地域で円滑な活動を行うために会員情報を収集しようとしても、個人情報保護法に対する誤解やプライバシー意識の高まりから、思うように集められないといったケースが増えています。こうした事態は、地域のつながりを弱くし、地域の活動や災害時の助けあいなどに支障をきたす恐れがあります。

こういったケースを減らすためには、町会・自治会の皆様が個人情報の取扱いについて十分に理解し、適正な情報管理に努めていくことにより、会員の皆様が安心して個人情報を提供できる組織づくりを行っていく必要があります。

この手引きでは、個人情報の管理にあたり、注意すべき点等について整理して説明しています。

ぜひ今後の円滑な町会・自治会活動にお役立てください。

# 目 次

1	個人情報保護に関する基礎知識	1
	(1) 個人情報保護法ってどんな法律?	1
	(2) そもそも個人情報ってなに?	1
	(3) 町会・自治会との関係は?	1
2	個人情報保護法の基本ルール	2
	(1) 取得のルール	2
	(2) 利用のルール	4
	(3) 管理のルール	4
	(4) 提供のルール	5
	(5) 開示・訂正・利用停止等のルール	5
	(6) 委託先の監督のルール	6
3	個人情報取扱いルールの取り決め	6
	(1) 個人情報の管理・運用方法などのルールを決める	6
	(2) 個人情報取扱規程(例)	6
	(参考) 新しく改正された個人情報保護法が施行されます	10
	個人情報保護の取扱いに関する Q & A	12
	参考資料	15
	【参考資料1】 会員名簿表紙記載例(サンプル様式)	16
	【参考資料2-1】 会員名簿作成協力 依頼文及び調査票(依頼文サンプル様式)	17
	【参考資料2-2】 会員名簿作成協力 依頼文及び調査票(調査票サンプル様式)	18
	【参考資料3】 町会・自治会加入申込書(サンプル様式)	19
	【参考資料4-1】 個人情報の第三者提供記録簿(サンプル様式)	20
	【参考資料4-2】 第三者からの提供個人情報受領記録簿(サンプル様式)	21

## 1 個人情報保護に関する基礎知識

### (1) 個人情報保護法ってどんな法律？

「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めた法律です。個人情報を何に使うか、利用の目的を明確にし、きちんと管理することを事業者に求めるなどしています。

### (2) そもそも個人情報ってなに？

生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだと分かるものを指します。事業者・団体が氏名と関連付けてその人物の情報(住所、電話番号、生年月日、職業、写真、家族構成など)を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。

例えば・・・

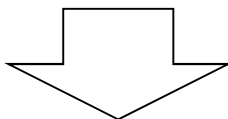
町内会員 A さんの氏名、生年月日、住所、連絡先、家族構成、職業等の情報を町会が管理していれば、それらは全て会員 A さんの個人情報となります。

### (3) 町会・自治会との関係は？

個人情報保護法は、個人の権利利益を保護することを目的に制定され、平成 17 年 4 月に施行されました。平成 29 年 5 月までは、5,000 件を超える個人情報を事業活動に利用している事業者が対象だったため、5,000 人以下の町会・自治会等の団体には、法律の適用はありませんでした。

しかし、平成 27 年 9 月に個人情報保護法が改正され、この件数要件が撤廃されたため、その施行日である平成 29 年 5 月 30 日以降は、町会・自治会を含む全ての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められるようになりました。

災害時や防災・防犯活動、高齢者や児童・保護者の見守り活動など、町会・自治会の運営のためには、会員情報の把握が必要です。町会・自治会が個人情報保護法の対象になるからといって、会員名簿を作成してはいけないということではありません。町会・自治会の役割と活動、連絡や緊急時のために名簿が必要であることを理解してもらった上で、情報を提供してもらいましょう。



**会員の人数にかかわらず、全町会・自治会が法律の対象です。**

## 2 個人情報保護法の基本ルール

### 取得のルール

個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える必要があります。

個人情報を本人以外から取得する際は、原則、本人の同意を得て、適切に記録する必要があります。

### 利用のルール

取得した個人情報は決めた利用目的の範囲内で利用する必要があります。

### 管理のルール

取得した個人情報は安全に管理し、適切に廃棄する必要があります。

### 提供のルール

個人情報を他人に渡す際は、原則、本人の同意を得て、適切に記録する必要があります。

### 開示・訂正・利用停止等のルール

本人から個人情報の開示を請求された場合には、原則、応じる必要があります。

また、本人から訂正や利用停止等を請求された場合も、個人情報保護法の規定に基づき、適正な対応が必要です。

### (1) 取得のルール

#### ♣ 個人情報の利用目的と取得内容をあらかじめ特定する。

会員名簿を作成するときなど、個人情報を集める前に、利用目的と集める情報の内容を決め、総会や回覧・戸別配付などを活用して会員の皆様にお知らせしましょう。

特に、町会・自治会の新規加入者には、最初に「会員名簿を作成し、会員に配付するため」など利用目的を事前に伝えて、個人情報の収集について同意を得ましょう。なお、集める個人情報は必要最低限の内容になるよう十分検討する必要があります。

#### < 一般的に想定される利用目的の例 >

「会議の開催連絡や活動にかかる会員相互の連絡、会費の徴収等会の運営のために利用するほか、災害時の避難、救助活動等の際必要となるため名簿を作成し、会員に配付する」

「災害時に備えた日頃からの関係づくりのため、地域の支援者で情報を共有する」など

個人情報は決めた目的以外のことには使えません。会員に公表した目的以外で個人情報を利用したい場合は、改めて本人から同意を得る必要があります。

< 取得内容の例 >

連絡する際に必要な基本的な事項

・氏名          ・住所          ・電話番号

必要に応じて収集する情報

・ F A X          ・ Eメールアドレス          ・生年月日          ・世帯人数 など

要援護者の把握では・・・

・災害時の支援に必要な情報（障害や健康状況など）

**♣ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。**

例えば、十分な判断能力を有していない子どもや障害者から、家族の個人情報を家族の同意なく取得することや、利用目的等について意図的に虚偽の情報や不十分な情報を示して、本人から個人情報を取得してはいけません。

**♣ あらかじめ本人の同意を得ないで、「要配慮個人情報」を取得してはならない。**

個人情報のうち、本人に対する不当な差別・偏見その他の不利益が生じないように特に配慮を要する情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害情報、障害その他不当な差別、偏見等が生じないように特に取扱いに配慮を要する個人情報）は、「要配慮個人情報」として、取得するときは本人の同意が必要です。

ただし、以下のような場合は例外的に、本人の同意なく要配慮個人情報を取得することができます。

< 要配慮個人情報取得禁止の例外 >

法令に基づく場合

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

その要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、報道機関、出版社、学術研究機関、宗教団体、政治団体等により公開されている場合 など

### **第三者から提供を受けるときは本人同意の確認及び記録の作成・保管が必要**

町会（自治会）活動を他の町会又は協議会などと連携していて、他の町会等の名簿の提供を受ける場合など、第三者から個人情報の提供を受けるときは、第三者が本人同意を得て提供しているかを確認してから提供を受け、一定事項を記録する必要があります。また、この記録は3年間保存する必要があります。

ただし、例外的に、第三者からの提供の際の本人同意の確認及びその記録の作成・保管が不要な場合があります。例外に当たる場合は、（４）提供のルールの中「本人の同意を得ずに第三者に提供できる例外」と同じです。

#### （２）利用のルール

##### **♣ 利用目的の範囲内で利用する。**

会員から同意を得て集めた個人情報は、あらかじめ町会・自治会で決めた利用目的の範囲内で利用しましょう。利用目的の範囲以外のことには利用する場合は、原則、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。

#### （３）管理のルール

##### **♣ 紛失や情報漏えいなどを防ぎ、安全に管理する。**

会員から集めた個人情報は、町会・自治会の事務局等で盗難や紛失、情報漏えいなどが無いよう、適切な場所と安全な方法で管理する必要があります。

町会・自治会で保管している個人情報は、定期的に見直しを行い、不要になった個人情報を廃棄する時期や方法をあらかじめ決めておきましょう。

万が一、個人情報を紛失又は漏えいした場合の連絡体制や報告様式等をあらかじめ決め、迅速に対応できる準備をしておきましょう。

##### < 管理方法の例 >

あらかじめ個人情報管理者を決め、個人情報を取り扱う人を制限する。

個人情報が含まれる紙の書類やUSBメモリー等は、鍵のかかる場所で管理する。

インターネットに接続されたパソコンにはウイルス対策ソフトを入れる。

パソコン上で管理する名簿等は、パスワードを設定する。

保管している個人情報が不要になった場合、電子データは完全に削除し、紙のデータはシュレッダーで裁断して復元できないよう確実に廃棄する。

パソコンや外付け記憶装置の廃棄時などは、物理的破壊又は消去ソフト等を利用し、復元不可能な状態とします。

#### (4) 提供のルール

##### ♣ 第三者提供はあらかじめ本人の同意及び提供記録の作成・保管が必要

個人情報第三者（委託等を除く。）に提供するときは、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません。また、第三者に個人情報を提供したときは、一定事項を記録する必要があります。また、この記録は3年間保存する必要があります。

町会・自治会の会員への名簿配付についても、第三者提供に当たりますので、取得時に同意が得られているとみなせない場合は、改めて同意を得る必要があります。また、配付時には第三者提供の記録の作成が必要となります。

ただし、以下のような場合は例外的に、第三者への提供の際の本人同意及びその記録の作成・保存は不要です。

##### < 本人の同意を得ずに第三者に提供できる例外 >

###### 法令に基づく場合

（例：警察、裁判所、税務署等からの照会があった場合）

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例：災害時における被災者情報を家族・自治体等へ提供する場合）

公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例：児童生徒の不登校や児童虐待のおそれがある等の情報を関係機関で共有する場合）  
国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（例：国や地方公共団体の統計調査等に回答する場合）

#### (5) 開示・訂正・利用停止等のルール

##### ♣ 本人からの開示請求に対しては、原則、開示する。

町会・自治会で保有する個人情報について、本人から開示請求を受けたときは、個人情報保護法の規定に基づき、原則、開示しなければなりません。また、本人から訂正や利用停止等を請求された場合も、個人情報保護法の規定に基づき、適正な対応が必要です。

なお、開示請求等は、法定代理人や任意代理人により行うことも認められています。

##### < 開示の例外 >

本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

町会・自治会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

他の法令に違反することとなる場合



## ♣ 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する苦情等には、丁寧に説明するとともに、適切かつ迅速な対応に努める必要があります。(例：苦情相談窓口の設置)

### (6) 委託先の監督のルール

**個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。**

名簿の印刷などを業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。

#### < 委託先への確認方法の例 >

情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す

個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認する

## 3 個人情報取扱いルールの取り決め

### (1) 個人情報の管理・運用方法などのルールを決める

利用目的や集める情報の内容・範囲、管理方法など、町会・自治会で個人情報を管理・運用するための取扱規程を作りましょう。

作成した取扱規程は、年1回程度、総会や回覧などを活用して、会員の皆様に理解が得られるよう周知しましょう。会員名簿を製本する場合には、取扱規程も名簿と併せてとじておくといでしょう。

#### < 個人情報取扱規程で決めておくとい事項 >

個人情報を管理する人

個人情報の利用目的

個人情報の管理方法

個人情報の開示や訂正

漏えいへの対応方法 など

### (2) 個人情報取扱規程(例)

次頁に個人情報取扱規程(例)を掲載していますので、各町会・自治会で取扱規程を作成する際にご活用ください。(内容は、各町会・自治会の状況に応じて適宜ご修正ください。)

## 町会（自治会）個人情報取扱規程（例）

網掛け部分は、各町会・自治会の実態に応じてご修正ください。  
その他の箇所も必要に応じて追記・修正・削除等を行ってください。

（令和 年 月 日制定）

### （目的）

第1条 この規程は、本会が保有する個人情報を適正に取り扱うための事項を定めることにより、町会（自治会）活動の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### （責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守するとともに、町会（自治会）活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### （秘密保持義務）

第3条 本会の活動に従事する者又は従事していた者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### （周知）

第4条 本会は、この個人情報の取扱規程を総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

### （管理者）

第5条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

### （取扱者）

第6条 本会における個人情報の取扱者は、（例：役員、要援護者を支援する者など、範囲を指定する）とする。

### （個人情報の取得）

第7条 本会は、会長が「町会（自治会）加入届」、「調査票」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することなどにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、会員名簿の作成に必要な氏名（家族、同居人を含む）、住所、電話番号、電子メールアドレスのほか、災害時における避難支援活動に必要な生年月日、性別、支援の要否、支援が必要な事由、緊急時連絡先その他の項目で会員があらかじめ同意した事項とする。

3 要援護者の支援等のため、要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害情報、障害その他不当な差別、偏見等が生じないよう特に取扱いに配慮を要する個人情報）を取得する際は、本人の同意を得て取得するものとする。

- 4 本会が配付する「町会（自治会）会員名簿」に掲載する個人情報は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス・・・のうち、会員が同意する事項とする。
- 5 本会が本人の同意のもと第三者から個人情報の提供を受けるに際しては、「第三者からの提供個人情報受領記録簿」に記録しなければならない。
- 6 本会は前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。  
（利用）

第8条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- （1）会費の請求、会議の開催、管理、その他文書の送付など
- （2）会員名簿の作成及び会員区域図の作成
- （3）会員相互の親睦や交流のための活動
- （4）敬老祝い金、入学お祝い金等の対象者の把握
- （5）防犯・防災の活動
- （6）災害時における要援護者の支援活動
- （7）災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり
- （8）支援が必要又は必要となるおそれがある家庭等への目配り
- （9）その他総会で議決された事業及び活動等

（管理）

第9条 収集した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄するものとする。  
（提供）

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く。）に提供してはならない。

- （1）会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- （2）法令に基づく場合
- （3）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （4）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （5）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- （6）当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

- 2 本会が個人情報を第三者に提供したときは、「個人情報の第三者提供記録簿」に記録しなければならない。

3 本会は前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

(開示)

第11条 会員は、本会が保有する会員本人の個人情報について開示を請求することができる。

2 本会は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったときは、次に掲げる場合を除き、本人に開示するものとする。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

(訂正・利用停止等)

第12条 本会が会員から取得し、保有している個人情報について会員本人から訂正・利用停止等を求められ、その請求に理由があると認められる場合、遅滞なく訂正・利用停止等を行い、本人に通知するものとする。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、会員に連絡することをもって、これに代えることができるものとする。

(漏えい等発生時の対応)

第13条 本会が取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損(以下「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事態の状況に応じて速やかに、本人に通知するものとする。

2 個人の権利利益を害するおそれが大きい漏えい等として、次に掲げるものが発生し、又は発生したおそれがある場合には、個人情報保護委員会に速やかに報告するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人情報の漏えい等

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある漏えい等

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい等

(4) 個人情報に係る本人の数が1,000人を超える漏えい等

(苦情相談等)

第14条 本会における、開示請求、訂正・利用停止等請求及び苦情相談等の窓口は[ ]とする。

付 則

この規程は、令和[ ]年[ ]月[ ]日から施行する。

冒頭記載のとおり、平成 27 年 9 月に改正された個人情報保護法は平成 29 年 5 月に施行されましたが、このたび、令和 4 年 4 月 1 日から新しく改正された個人情報保護法が施行されます。今回の改正をもって、町会・自治会の皆様に大きな影響が生じるとは考えにくいですが、参考までに今回の改正点のうち、「本人の権利保護強化」及び「漏えい等の対応」について抜粋してポイントをお伝えします。

なお、以下の内容において、「本人」を「会員」、「個人情報取扱事業者」を「町会・自治会」、「保有個人データ」を「個人情報」と読み替えて差し支えありません。

### 本人の権利保護強化

#### ♣ 本人からの利用停止・消去請求について

**改正前** 本人から利用停止・消去請求ができる場合は、次の場合に限定されていた。

- ・ 個人情報を、あらかじめ本人の同意を得ないで目的外利用した場合
- ・ 偽りその他不正の手段により取得した場合

**改正後** 次の場合も、請求できるようになった。

- ・ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法で利用した場合
- ・ 保有個人データを、個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合
- ・ 保有個人データの漏えい等が生じた場合
- ・ その他保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

#### ♣ 本人からの第三者提供の停止請求について

**改正前** 本人から第三者提供の停止請求ができる場合は、次の場合に限定されていた。

- ・ 本人の同意なく第三者に提供した場合
- ・ 本人の同意なく外国にある第三者に提供した場合

**改正後** 次の場合も請求できるようになった。

- ・ 保有個人データを、個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合
- ・ 保有個人データの漏えい等が生じた場合
- ・ その他保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

#### ♣ 本人からの第三者提供記録の開示請求権について

**改正前** 第三者提供記録は、本人による開示請求の対象ではなかった。

**改正後** 第三者提供記録が、本人による開示請求の対象となった。

♣ 保有個人データの開示請求のデジタル化について

**改正前** 個人情報取扱事業者による保有個人データの開示は、原則として書面の交付による方法とされている。

**改正後** 本人は、電磁的記録(電子データ)の提供による方法など個人情報取扱事業者の開示方法を指定でき、同事業者は原則として本人が請求した方法によって開示する義務を負う。

## 漏えい等の対応

♣ 個人情報を漏えい・滅失・毀損等した場合について

**改正前** 個人の権利利益を害するおそれ大きい漏えい、滅失、毀損の事態が発生した場合に、個人情報保護委員会(国の行政機関)への報告及び本人への通知は努力義務だった。

**改正後** 個人の権利利益を害するおそれ大きい漏えい、滅失、毀損の事態が発生した場合に、個人情報保護委員会(国の行政機関)への報告及び本人への通知が義務化された。

< 報告及び本人通知の対象となる事案 >

要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害情報、障害その他不当な差別、偏見等が生じないよう特に取扱いに配慮を要する個人情報)の漏えい等

不正利用により財産的被害が発生するおそれがある漏えい等

不正アクセス等故意による漏えい等

1,000人を超える漏えい等(1,000人以上掲載された会員名簿の紛失や盗難等)

個人情報保護法に関する詳細は、「個人情報保護委員会」のHP(<https://www.ppc.go.jp/>)でご覧いただけます。

## 個人情報保護の取扱いに関する Q & A

Q 1 : 町会・自治会の規模等によって個人情報の取り扱いに違いがあるのか？

A 1 : 改正前の個人情報保護法では、5,000 人以下の個人情報しか保有しない中小企業や小規模事業者は対象外でしたが、平成 29 年 5 月 30 日の同法改正以降は「個人情報を取り扱うすべての事業者」に法律が適用されることとなり、町会・自治会もその対象となりました。

Q 2 : 町会・自治会において個人情報取扱規程を定めることは必須か？

A 2 : 個人情報保護法上の義務ではありませんが、国のガイドラインでは作成することが求められています。墨田区としても、一定のルールを定めることで、町会・自治会内部での取扱いが明確になり、会員の方も安心して個人情報を提供いただけることになると考えるため、取扱規程を定めることを推奨します。

Q 3 : すでに作成し、配付した名簿の扱いはどうすればよいか？

A 3 : 会の中で認識されている利用目的の範囲内で取り扱うのであれば、改めて何かを行う必要はありませんが、目的の周知が行き届いているか定かでない場合は、会員にお知らせする必要があります。例えば、会費の徴収などの際に周知するなどの対応が考えられます。周知の上、本人から削除等の意思表示がない場合は、第三者への提供について同意を得たとみなせるものと考えられますので、会員の皆様が十分に内容を理解できるよう工夫して周知してください。

Q 4 : 個人情報の範囲はどこまでなのか？例えば、名前だけでも個人情報になるのか？

A 4 : 個人情報とは生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報を指します。名前だけであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられるので、個人情報となります。

Q 5 : 行事等で撮影した写真を会報などに掲載する場合はどのように取り扱えばよいか？

A 5 : 写真や映像、音声なども特定の個人を識別することができる情報となるため、個人情報

にあたります。写真や映像などを撮影する際には、町会・自治会の関係者として名札や腕章などにより身分を明らかにするとともに、会報等に掲載する目的で撮影していることを伝えて同意を得るようにしましょう。加えて、不都合があれば事前に役員まで申し出ていただくことを周知するとよいでしょう。

Q 6 : 本人同意は書面ではなく、口頭でも構わないか。

A 6 : 同意については口頭でも構いませんが、その場合は日時・相手方（親権者や法定代理人でも可）などの記録を取ることをお奨めします。

Q 7 : 名簿作成にあたり、本人の同意が得られない場合はどのような対応をしたらよいか？

A 7 : 近年、個人情報に対する意識の高まりから、配用の名簿の掲載に同意が得られない場合もありますが、名簿掲載は、近隣の方同士が連絡を取れるようにしておくことで、火災発生時や行方不明者の捜索に役立つ可能性があること、収集した個人情報は取扱規程等に基づき適正に管理するため、安心して情報を提供いただきたいこと、を説明することが大切です。

ただし、こうした趣旨を十分に説明しても、同意が得られない場合は、名簿に載せて配付することはできません。項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけ載せるなど、状況に応じた対応を行いましょう。

Q 8 : 会員名簿を配付するときは、どのように注意したらよいか？

A 8 : 名簿の目立つところに「町会（自治会）活動を推進するためや会員相互の親睦を深める目的以外の利用を禁止する。」「盗難や紛失に注意すること。」「転売しないこと。」といった注意事項を明記するなどして、利用目的と適切な管理についてしっかり周知しましょう。

Q 9 : もしも会員名簿を紛失してしまった場合はどうしたらよいか？

A 9 : 町会・自治会の責任者に連絡の上、紛失によって影響を受ける方へ連絡し、その上で被害拡大防止、再発防止策の策定等が必要です。また、事前に町会・自治会内で個人情報の紛失・漏えいした場合の対応方法を決めておくことが重要です。

Q 10 : 個人情報を紛失・漏えいしてしまった場合、町会・自治会に罰則は適用されるのか？

A 10 : 個人情報保護法では「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」とされています。故



意ではなく過失の場合は保護法上の罰則の対象にはあたらないと考えられます。ただし、それにより個人が損害を被った場合などは、民法上の損害賠償請求等がなされる可能性があります。本来の目的を逸脱し、個人情報漏えいすることのないよう、日頃から町会・自治会内で注意や確認を行うことが重要です。

Q 1 1 : 第三者に個人情報を提供してもよいのか？

A 1 1 : 町内会・自治会で保管する個人情報を第三者に提供する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません。ただし、法令に基づく場合や、人の生命・財産を守る必要がある場合などにおいては、例外的に本人の同意は不要になります。

Q 1 2 : 緊急時に、名簿の情報を地域で活用することはできるのか？

A 1 2 : 法に基づき、大規模災害や事故等の緊急時など、人の生命、身体等の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難なときは、地域で情報を共有し、安否確認や避難支援に活用することができます。

Q 1 3 : 個人情報保護法に関して、さらに詳しく知りたいときや、困ったときに問合せ先等はあるか？

A 1 3 : 個人情報保護委員会で、法律の解釈に関する一般的な質問や、苦情あっせんのための個人情報保護法相談ダイヤルを設置しています。

個人情報保護法相談ダイヤル

電話 03 - 6457 - 9849

受付時間 9時30分～17時30分(土日祝日及び年末年始を除く)

# 参 考 資 料

## 【参考資料 1】

会員名簿表紙記載例（サンプル様式）

## 【参考資料 2 - 1】

会員名簿作成協力 依頼文及び調査票（依頼文サンプル様式）

## 【参考資料 2 - 2】

会員名簿作成協力 依頼文及び調査票（調査票サンプル様式）

## 【参考資料 3】

町会・自治会加入申込書（サンプル様式）

## 【参考資料 4 - 1】

個人情報の第三者提供記録簿（サンプル様式）

## 【参考資料 4 - 2】

第三者からの提供個人情報受領記録簿（サンプル様式）

年度

# 町会（自治会） 会員名簿

<注意>

- 1 この名簿は、町会（自治会）個人情報取扱規程に基づき、作成し、会員に配付しています。
- 2 この名簿は、会員相互及び役員との諸連絡、町会（自治会）活動、災害時の避難、救助活動等  
〇〇町会（自治会）個人情報取扱規程で定める目的以外には使用しないでください。
- 3 この名簿は、会員の個人情報を含んでいるので、盗難、紛失等による漏えいがないように注意し、適切に管理してください。
- 4 この名簿を、本会会員以外に貸与し、又は使用させないでください。転売等を行うことは固く禁止します。
- 5 この名簿を廃棄する際はシュレッダー等で裁断するなど、適正に処理してください。
- 6 この名簿の内容に修正が生じた場合等は 町会（自治会）個人情報取扱者 へご連絡ください。 TEL -

年 月 日

町会（自治会）会員各位

町会（自治会）  
会長

会員名簿作成にあたってのご協力について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、町会（自治会）の活動にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、町会（自治会）では、町会（自治会）の円滑な運営を行うため、会員相互及び役員との諸連絡、町会（自治会）活動、災害時の避難、救助活動等を行う場合に利用することを目的として会員名簿を作成し、各会員に配付しております。

つきましては、別紙「町会（自治会）会員名簿作成に関する調査票」にご記入いただき、月 日までに までご提出くださいますようお願いいたします。

ご記入いただいた個人情報につきましては、法令に基づく場合等、個人情報保護法に定められた場合を除き、ご本人の同意なく利用目的以外で利用したり、第三者に提供したりすることはありませんので、会員名簿の作成に何とぞ、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

（担当） 町会（自治会） 部長

電話： —

記入日： 年 月 日

### 町会（自治会）会員名簿作成に関する調査票

私は、町会（自治会）の活動趣旨及び会員名簿作成の目的を理解するとともに、下記の個人情報の取扱いについて同意し、本調査票を提出します。

住 所	〒 -
ふりがな	
氏 名	
電話番号	
メールアドレス	

#### 個人情報の取扱いについて

- ・御記入いただいた個人情報は、会員相互及び役員との諸連絡、町会（自治会）活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用します。
- ・本会では活動及び運営を円滑に行うために、いただいた情報を会員名簿に記載し、各会員に配付します。  
掲載したくない項目がある場合は、担当者（連絡先）までご相談ください。
- ・当町会（自治会）では、町会（自治会）活動を協議会及び 会と連携して行っています。団体相互に活動を円滑に行うため、協議会及び 会に会員名簿を提供することがあります。
- ・御記入いただいた情報は、法令に基づく場合等、個人情報保護法に定められた場合を除き、上記の目的以外で利用したり、あらかじめご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

【参考資料3】町会・自治会加入申込書（サンプル様式）

記入日： 年 月 日

## 町会（自治会）加入申込書

私は、町会（自治会）に加入する意思がありますので、本書のとおり届け出ます。なお、下記の個人情報の取扱いについても同意します。

住 所	〒 -
ふりがな	
氏 名	
電話番号	
メールアドレス	

### 個人情報の取扱いについて

- ・御記入いただいた個人情報は、会員相互及び役員との諸連絡、町会（自治会）活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用します。
- ・本会では活動及び運営を円滑に行うために、いただいた情報を会員名簿に記載し、各会員に配付します。  
掲載したくない項目がある場合は、担当者（連絡先）までご相談ください。
- ・当町会（自治会）では、町会（自治会）活動を協議会及び 会と連携して行っています。団体相互に活動を円滑に行うため、協議会及び 会に会員名簿を提供することがあります。
- ・御記入いただいた情報は、法令に基づく場合等、個人情報保護法に定められた場合を除き、上記の目的以外で利用したり、あらかじめご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

【参考資料4-1】個人情報の第三者提供記録簿（サンプル様式）

記入例は、会員名簿を  
会員に配付する場合  
を想定

### 個人情報の第三者提供記録簿

提供日	年 月 日	
提供先	所属	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	(例) 町会（自治会）会員名簿に掲載している全員
	電話番号	
提供情報の対象者	(例) 町会（自治会）会員名簿に掲載している全員	
提供した内容（項目）	(例) 氏名・住所・電話番号・メールアドレス（会員が掲載を希望しなかった項目を除く。）	
提供理由	(例) 町会（自治会）の会員間の連絡を円滑に行うため	
本人の同意	(例) 入会時もしくは名簿作成時の調査にて「提供情報の対象者」全員の同意を得た。 調査票又は加入申込書を添付すること等も考えられる。	

個人情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意が必要となります。  
この記録は、原則3年間保存する必要があります。

【参考資料4-2】第三者からの提供個人情報受領記録簿（サンプル様式）

記入例は、連携している協議会から会員名簿を取得する場合を想定

### 第三者からの提供個人情報受領記録簿

提供を受けた日	年 月 日	
提供元	所 属	(例) 協議会
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名 (法人にあっては 代表者の氏名)	(例) 協議会会長
	担当者名 (法人の場合)	(例) 総務部長
	電話番号	
提供元による情報の 取得の経緯	(例) 協議会は本人の同意を得て会員名簿を作成したとのこと。	
提供を受けた 情報の対象者	(例) 協議会会員名簿に掲載している全員	
提供を受けた 内容(項目)	(例) 氏名・住所・電話番号・メールアドレス	
提供を受けることの 本人の同意	(例) 年 月 日に電話で 協議会会長に「提供を受けた情報の対象者」 全員の同意を得ていることを確認した。	

個人情報を第三者から提供を受ける場合は、あらかじめ本人の同意が必要となります。  
この記録は、原則3年間保存する必要があります。



墨田区  
町会・自治会  
個人情報取扱いの手引き

令和4年3月発行  
墨田区 地域力支援部 地域活動推進課